

松江市がん治療後等の予防接種再接種費用助成事業

造血幹細胞移植（骨髄移植等）により、患者の体内に元々存在する、移植前に受けた予防接種により免疫を付与された血液細胞は消失し、ドナー由来の新たな血液細胞が産生される。

このため、移植後に予防接種を行い、新たな血液細胞に免疫を付与する必要性は高いとされている。（第 37 回厚生審議会予防接種・ワクチン分科会 R2.1.27）

1. 事業の目的

がん治療、骨髄移植等により、過去に受けた予防接種の免疫効果が消失し再接種（任意接種）を行う方に対して接種費用を助成することで、被接種者の経済的負担を軽減し、予防接種により予防可能な疾患の感染やまん延を防止する。

2. 事業の概要

【対象となる予防接種】

- 定期接種（予防接種法 2 条第 2 項に規定）のうち A 類疾病（無料で接種できるもの）に係るもの
- 使用するワクチンが、実施規則の規定によるもの

【助成対象者】

- 治療によりすでに受けた定期接種の免疫効果が消失し医師に再接種が必要と認められた方
- 五種混合：15 歳未満、ヒブ：10 歳未満、小児用肺炎球菌：6 歳未満、それ以外の予防接種：20 歳に達するまでの方
（五種混合、ヒブ、小児肺炎球菌は、予防接種法施行規則第 2 条の 6：長期療養特例に準じる）

【助成方法】償還払い対応。

【助成金額】再接種に要した額

※令和 4 年度に設定していたワクチンごとの上限額を島根県の補助事業になったことに伴い撤廃。

財源は県 1/2・市 1/2

【事業の開始】令和 4 年 4 月

【事業実績】令和 4 年度 2 名

令和 5 年度 1 名

令和 6 年度 1 名（令和 6 年 12 月末現在）